

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当部課
附属学校を置く各公立大学法人担当部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」の実施に伴う学校業務の負担軽減について

本日、初等中等教育局児童生徒課から関係府省との連名で依頼した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」（以下「緊急点検」という。）につきましては、短期間でのご対応をお願いすることとなりましたが、事案の重大性に鑑み、関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

文部科学省としては、年度末の多忙な時期に緊急点検を実施することにより、教職員の業務負担がさらに増加することから、下記の通り業務負担の軽減策をお示しすることとしました。

貴職におかれては、本通知の趣旨について十分ご周知いただくとともに、下記に加えて、教職員の負担軽減に資する方策がありましたら、併せて学校に必要な指導・支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 文部科学省が例年この時期に実施している調査等に関しては、以下の通り負担軽減のための配慮を行うことを検討している。
 - ① 文部科学省がこの時期に実施を予定していた以下の調査について、実施時期の変更や提出期限の延長を行うこと
 - ・「薬物乱用防止教室開催状況等調査」（がん教育実施状況調査を含む）
 - ・「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」
 - ・「平成31年度主権者教育の副教材『私たちが拓く日本の未来』の配付数調査」等
 - ② 教育課程特例校など、各種研究指定校事業等の報告書のうち、年度内に提出する必要がないものについては、4月以降の提出でもかまわない旨を周知すること
2. 緊急点検において教師が家庭訪問等を行う場合には、教育課程について以下の運用を行うことで、業務負担の軽減を図ることが考えられる。
 - ・今年度の年間授業時数が標準授業時数を大幅に上回る予定である場合には、授業時数の縮減を行う

こと

- ・災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、標準授業時数を下回る場合であっても、標準授業時数を満たすことのみを目的として、年度末に授業を新たに行う必要はないこと
- ・教師が全校一斉に家庭訪問等により緊急点検を行う場合には、短縮授業を行うなどの時間割上の工夫を行うこと

3. その他、以下のような工夫を行うことで、業務負担の軽減を図ることが考えられる。

- ・緊急点検において教師が家庭訪問等を行う場合には、清掃指導や部活動、教育課程外で行われるクラブ活動を短縮・休止するなどして、その他の業務時間の縮減を行うこと
- ・例年この時期に学校が参加している地域行事について、不要不急のものは参加を見合わせる
- ・職員会議等について、可能な範囲で持ち回り開催等の負担軽減の工夫を行ったり、開催回数を減らしたりすること

【担 当】

○本通知全般について

初等中等教育企画課企画係 03(5253)4111(内線 2346)

○教育課程の運用について

教育課程課企画調査係 03(5253)4111(内線 2565)

○教師の働き方改革について

財務課企画調査係 03(5253)4111(内線 2072、3746)

○緊急点検について

児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

生徒指導調査分析係

03(5253)4111(内線 3208、3299)